

国際税務

QI/FATCA/CRS/CARF 関連情報

OECD/CARF 最新情報：CRS FAQ、CARF FAQ、CARF スキーマの更新

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2025 年 8 月 26 日号

2025 年 7 月 30 日、経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development：以下「OECD」) は、CRS (Common Reporting Standard) および CARF (Crypto-Asset Reporting Framework) に関する FAQ の更新とともに、CARF における XML スキーマのユーザーガイドの更新をリリースした。詳細は下記リンク先を参照されたいが、以下にその概要を記載する。

- [CARF FAQs](#)
- [CRS FAQs](#)
- [CARF XML スキーマ](#)

1. CARF FAQs

(1) 事業の移管

ほかの報告暗号資産サービス提供者 (Reporting Crypto-Asset Service Provider：以下「RCASP」) の事業を買収する RCASP は、個人及び事業体の暗号資産ユーザーの両方について、移管者によるステータスの判定に依拠することが認められる。これは、個人の暗号資産ユーザーについてのみ移管者によるステータスの判定に依拠することを認めている既存の CARF コメントリーのルールを拡張するものである。

(2) 分散型金融 (Decentralized Finance：以下「DeFi」) /カストディ以外のサービスに関する報告については、今後のガイダンスが待たれる

CARF は、取引プラットフォームを利用可能にする個人又は事業体を RCASP として扱い、取引プラットフォームで提供されるサービスは、交換取引を実行するカストディ以外のサービスを除外していない。個人又は事業体は、「取引プラットフォームを支配するか、又は十分な影響力 (control or sufficient influence) を行使し、当該プラットフォーム上で完了する交換取引に関して本人確認及び報告義務を遵守することを可能とする」範囲においてのみ、RCASP に該当する。新しい FAQ は、DeFi に関連したカストディ以外のサービスを提供する取引プラットフォームに関するガイダンスを更新するもので、該当する規制上の進展を考慮し、FATF のレベルにおけるものを含め、この点における暗号資産報告の枠組みの適用を明確化するための解釈に関わる更なるガイダンスが発行されるまで、国・地域が支配及び十分な影響力のテストの適用を延期することができるようにした。

(3) 金融機関である顧客の CRS 上の分類への依拠

CARF FAQ では、報告金融機関（Reporting Financial Institution：RFI）でもある RCASP は、事業者が CRS において金融機関であるという分類に依拠し、CARF の目的上除外される個人や事業者（Excluded Person）¹であると判定できると明記されている。ただし、口座保有者が他の金融機関が運用する投資事業者である場合には、より厳格な CARF の本人確認要件を引き続き適用しなければならない。

(4) 関連暗号資産（Relevant Crypto-Asset）²ではない非代替性トークン（Non Fungible Token：以下「NFT」）

現在の規則では、中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currencies）又は特定電子マネー商品（Specified Electronic Money Products）以外の暗号資産は、RCASP が支払又は投資目的に使用できないと判断しない限り、CARF 報告の対象となる関連暗号資産である。新たな CARF FAQ は、RCASP が NFT を支払又は投資目的に使用されていないものとして扱うことができる要件を明確にしている。

- 当該 NFT が金融資産又は代替性の暗号資産を表さない。
- 当該 NFT が投資商品として販売されていないか、又は金融規制の対象でない。
- 当該 NFT が FATF の勧告に準じた AML/KYC の目的上の仮想資産でない。
- 報告時点の RCASP の合理的な知識に基づき、当該 NFT が小額であり（例：200 米ドルを超える額で取引されたことがない）、かつ価値及び取引数に関して意味のある取引量がない。

2. CRS FAQs

(1) 有効な自己宣誓書に関する判定のタイミング

CRS 2.0（改正 CRS）では、報告金融機関に対して、口座所有者が有効な自己宣誓書を提供したかどうかを報告するよう義務付けている。CRS FAQ は、有効な自己宣誓書が対象となる報告期間について提供されたかどうかの決定は、その報告期間の終了時における口座保有のステータスに基づくべきであることを明確にしている（すなわち、暦年又はその他の適切な報告期間の終了時点、あるいはそれより早い場合は口座の閉鎖時点）。

(2) CRS 報告の対象となる関連暗号資産の持分

CRS では、先物又は先渡取引又はオプション取引に対する持分は、一般に、原証券とは別個の金融資産とみなされる。CRS 2.0 では金融資産の定義が拡大され、関連暗号資産の持分が含まれるようになったため、CRS の FAQ では、関連暗号資産を参照するデリバティブ持分も CRS で報告すべき別個の金融資産として扱われることが明確になっている。しかし、CRS FAQ には、「通常のカストディ契約から生じる資産に対する持分」は含まないとしている。

3. CARF スキーマ

CARF スキーマは、文字数制限の調整、入力タイプの名前、その他の技術的な調整など、CARF レポートの技術的な側面に関連して更新されている。

おわりに

今回のニューズレターでご案内した CARF FAQ 及び CRS FAQ については、全文の和訳を作成し、随時更新を行っている。当法人と CARF の基本契約を締結いただいている場合には、CARF FAQ の全文和訳を、また、CRS の基本契約を締結いただいている場合には、CRS FAQ の全文和訳を無料で提供予定であり、別途ご案内させていただく。CARF、改正 CRS に関する制度内容・法令等で不明な点があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

¹ Excluded Person とは、CARF Section IV(E)(1)に規定されており、以下を意味する：(a) 株式が一以上の既存の証券市場にて日常的に取引されている事業者、(b) (a)に規定される事業者の関連事業者である事業者、(c) 政府機関、(d) 国際機関、(e) 中央銀行、又は (f) セクション IV E(5)(b)に規定される投資事業者以外の金融機関

² Relevant Crypt-Asset とは、CARF において報告対象となる暗号資産

このニューズレターで取り上げた CARF、改正 CRS を含む国際税務コンプライアンスについて、デロイトトーマツ税理士法人主催の無料 Webinar を配信中です。画像をクリックして、ぜひお申し込みください。

(8月4日付 日本経済新聞 本紙朝刊 広告で掲載)

金融セクターの皆様が直面する
**税務透明性や
 国際税務全般に関する
 課題をサポートします**

暗号資産、ブロックチェーン技術の普及とファンド等を通じた多様な投資活動の広がり、国際税務および「税の透明性」の領域に、既存の金融商品とは異なる複雑な課題を突き付けています。デロイトトーマツ税理士法人はますます複雑性と重要性が高まる国際税務コンプライアンスおよび国際税務の領域において、幅広いサービスを提供しています。

Japan Tax Policy Leader
 パートナー **武藤 功哉**



**GIR
 部門**

豊富な実績と広範な知見に基づく安心のサポート



2024年、デロイトトーマツ税理士法人は Global Information Reporting (GIR) 部門を設立しました。FATCA、CRS、CARF、QI/QDD、米国法人税、米国個人所得税を含む国際税務コンプライアンスの領域を強化し、包括的なサービスを提供しています。GIRでは、200社を超える金融セクターのお客様に継続してサービスを提供しており、各種制度・規則に対する制度開始時点からの深い理解と、豊富なサービス実績に基づき、安心のサポートを提供します。

GIR Unit Leader
 パートナー **前田 幸作**

**FSI
 部門**

クロスユニットで総合的なサービスを展開



デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人、デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社を含むクロスユニットである Financial Service Industry(FSI) 部門は、国内外の税務やファンドマネジメントに関する包括的なサービスを提供しています。また、投資ストラクチャーのアドバイザーという税理士法人の得意分野に加え、SPC の設立から記帳、決算書作成、税務申告、ファンドレポーティング、キャッシュマネジメント、清算・解散に至るまで総合的なファンドマネジメントサービスを展開しています。

FSI Leader
 パートナー **坂井 知子**

国際税務コンプライアンス Webinar

【対象者】 金融機関やファンド運用業者、投資事業有限責任組合、暗号資産 交換業者 など

【配信期間】 2025年9月30日(火) 17:00 まで

【配信内容】 CARF、暗号資産への課税、改正 CRS、FATCA、ファンドの FATCA / CRS 対応、FATCA ステータス変更、投資運用費の参入要件の緩和、QI、PTP、871 条 (m)/QDD、米国法人税、米国個人所得税

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

東京税理士会 所属

Japan Tax Policy Leader
 Global Information Reporting(GIR) 部門
 Financial Service Industry(FSI) 部門

Deloitte.
 デロイトトーマツ

好評
 配信中

お申し込みはこちら

12の多様なテーマを無料で視聴可能!



お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
マネージングディレクター	岡 映	akiroka@tohmatu.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	津崎 祐美	yutsuzaki@tohmatu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301